

# 業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

令和 7年度	会計種別 一般会計	款 土木費	項 道路橋りょう費	目 道路維持費	所属 安佐北区維持管理課	設計 令和7年 1月	提出 令和7年 1月	直営 請負	一般競争入札
委託金額 金		業務名 円 安佐北区内道路除草その他業務[その1](単価契約)			履行場所 安佐北区白木・高陽地区一円		委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで		
<p>施行理由</p> <p>本業務は、路肩等に雑草や雑木が繁茂し、諸交通に支障をきたしているため、これを除去し、交通の安全と円滑化を図るものである。</p>									
<p>設計概要</p> <p>記</p> <p>別紙内訳書のとおり</p>									



経費抜き単価

	工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接業務費							
	共通仮設費							
	共通仮設費(率分)			式	1			
	共通仮設費計							
	純業務費計							
	現場管理費			式	1			
	業務原価計							
	一般管理費			式	1			
	一般管理費(契約保証費)			式	1			
	業務価格							
	合計							
	諸経费率							

金

## 安佐北区内道路除草その他業務[その1](単価契約)

経費込み単価

工種・名称		種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
1	除草工	機械除草(肩掛式)	飛石防護有り	m <sup>2</sup>	15,000			
2	伐開	密生度低	C=15cm未満H=3m未満	m <sup>2</sup>	110			
3	伐開	密生度高	C=15cm未満H=3m未満	m <sup>2</sup>	100			
4	伐開(運搬なし・現地処分)	密生度低	C=15cm未満H=3m未満	m <sup>2</sup>	2,000			
5	伐開(運搬なし・現地処分)	密生度高	C=15cm未満H=3m未満	m <sup>2</sup>	1,300			
6	草・雑木処理			kg	1,500			
7	蜂の巣撤去	スズメバチ		個	10			
8	蜂の巣撤去	その他のハチ		個	10			
9	除草工 交通誘導警備員あり	機械除草(肩掛式)	飛石防護有り	m <sup>2</sup>	1,130			
10	伐開 交通誘導警備員あり	密生度低	C=15cm未満H=3m未満	m <sup>2</sup>	90			
11	伐開 交通誘導警備員あり	密生度高	C=15cm未満H=3m未満	m <sup>2</sup>	100			
	業務価格							
	合計							
	消費税等相当額			式	1			
	設計金額							



# 仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐北区内道路除草その他業務[その1](単価契約)に適用するものである。
- 2 業務着手時には業務着手届、現場責任者届、実施計画書等を速やかに提出すること。
- 3 施行区域は、別添図面の区域とし、発注者からの指示書により実施するものとする。  
指示書の交付を受けた時は、履行期限内に作業を完了させるものとする。
- 4 作業にあたっては、周辺の施設及び家屋等を破損させることのないよう十分注意すること。万一破損させた場合は、受注者の責任において誠実に対応し、補修等を行うこと。  
また、必要に応じて交通誘導員、保安施設を配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分な注意を払い実施すること。
- 5 除草・伐開は、繁茂している雑草、雑木を草刈機、その他の機具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。また、道路付属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 作業後は、刈り取った草や枯草、雑木を速やかに搬出処理すること。また、道路側溝等に落としたゴミも忘れず搬出処理すること。
- 7 私有地の除草、伐開に伴い発生した廃棄物については、所有者の了解を得て私有地に残置すること。
- 8 施行区域内にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、袋詰めにし、車や歩行者の通行に支障とならない場所に集め、発注者へ連絡すること。
- 9 刈り取った草や枯草、雑木は、広島市ごみ焼却工場へ搬入することとする。  
なお、搬入基準を超えるものについては発注者と協議したうえで処分すること。
- 10 作業完了後は、速やかに所定の完了届に作業写真、作業面積計算書、処分伝票の写しを添えて提出し、検査を受けるものとする。
- 11 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 12 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

